

平成28年度

名古屋市の行財政に対する県費補助
及び県の施策等に関する要望

名古屋市

目 次

1	県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進	1 頁
2	名古屋城の整備	2 頁
3	東山動植物園の再生	4 頁
4	名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援	6 頁
5	防災対策等	8 頁
6	リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくり	14 頁
7	安心・安全なまちづくり	16 頁
8	医療費の助成	18 頁
9	医療保険制度への財政支援	19 頁
10	医療・介護体制等の充実	20 頁
11	教育行政の充実	24 頁
12	「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携	30 頁
13	国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し	32 頁

1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

○市町村に対する任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

平成28年の本市財政を見通すと、景気はこのところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いていますが、市税収入は平成27年度当初予算と同程度にとどまる見込みであり、歳出においては、福祉や医療などの義務的な経費の伸びが避けられないことから、依然として厳しい状況にあります。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。

こうした中、本市における県からの任意補助金は、平成27年度予算で約92億円であり、その多くは医療費助成などの福祉施策を実施するうえで貴重な財源となっています。

従来より名古屋圏の発展のため、県・市協調で各事業を推進するとともに、本市に係る県の施策等に取り組まれてきたところですが、名古屋圏、とりわけ愛知の更なる発展を実現するためには、今まで以上に県の支援と協力は不可欠なものです。

県におかれては、必要な市民サービスを確保できるよう、また、市町村の厳しい財政状況を踏まえ、市町村に対する任意補助金を充実・確保するとともに、本市に係る県の施策等を推進することを要望します。

2 名古屋城の整備

(振興部)

○名古屋城本丸御殿の復元に対する補助

現在、県におかれては、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった地元をふるさととする武将を中心とした観光施策の推進を図られています。名古屋城は、戦国武将にゆかりのある城郭であり、天守閣のほか、西南隅櫓等の複数の重要文化財を備えた中部圏を代表する文化・観光施設です。

本市では、名古屋城の歴史的・文化的価値と魅力を高め、交流の拠点とするため、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」に基づき、本丸御殿の復元を始め、障壁画復元模写、二之丸庭園の整備、石垣の整備など、文化財の保存活用を進めています。また、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する「金シャチ横丁」の構想実現に向けて取り組むとともに、天守閣の木造復元について整備検討調査を行っているところです。

本丸御殿復元事業は、平成21年に工事着手し、平成25年には玄関・表書院の一般公開を開始し、平成28年6月1日に対面所・下御膳所の公開、平成30年には全体の公開を予定しています。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、名古屋城本丸御殿の復元に対する補助を引き続き要望します。

復元工事の状況

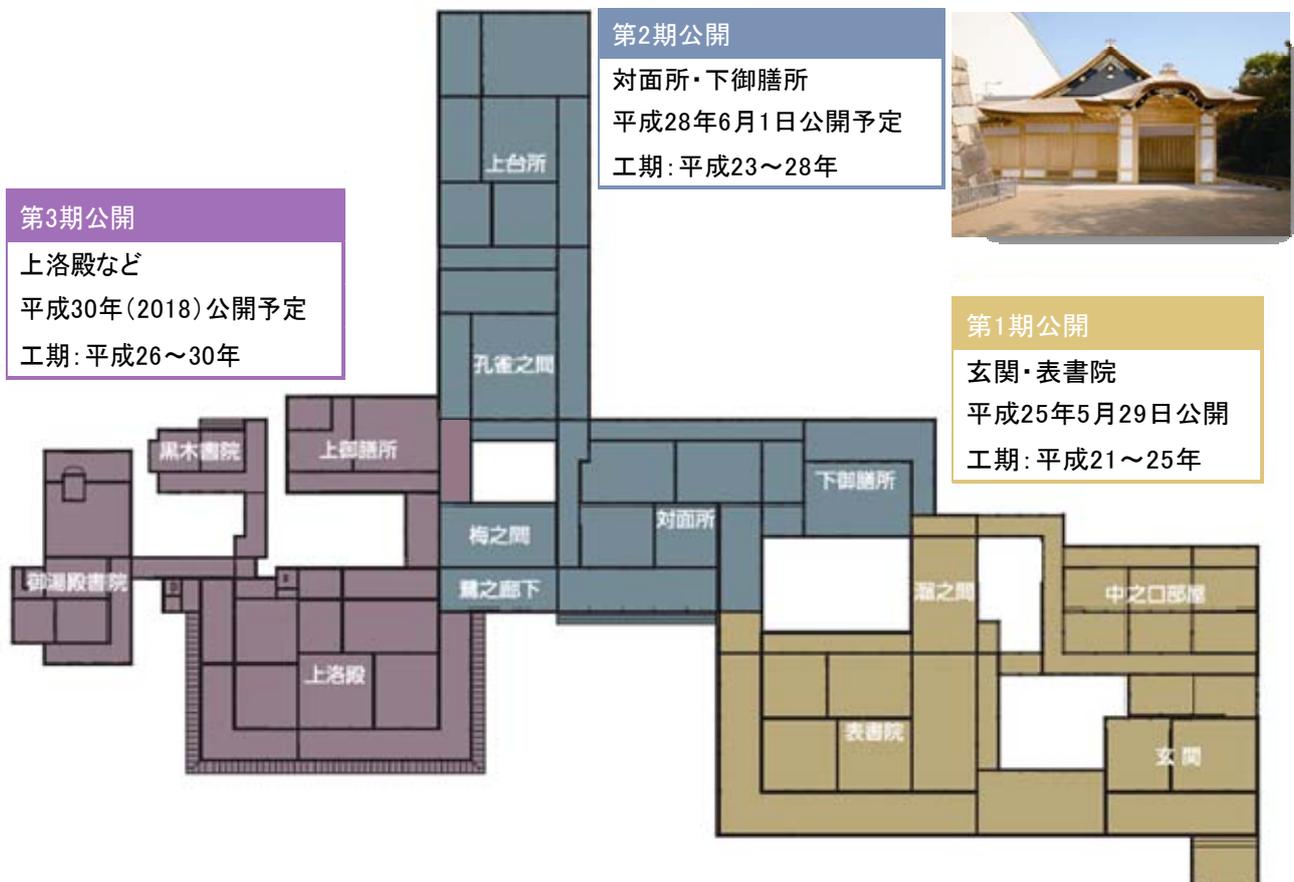


※孔雀之間の屋根で柿(こけら)葺を行う様子



※対面所の破風に懸魚(げぎょ)を取り付ける様子

復元工事のスケジュール



3 東山動植物園の再生

(建設部)

○東山動植物園の再生整備に対する補助

現在、県におかれては、「あいちのみどり2020～第5次愛知県緑化基本計画～」により、「みんなで支える 多様で豊かなあいちの緑」の実現を目標とされています。

東山動植物園を中心とする東山公園は、来園者が年間220万人を超える日本有数の都市公園であり、本市を除く県民利用者の割合は約3割に及び、県民にとって重要な緑に親しむ場となっています。

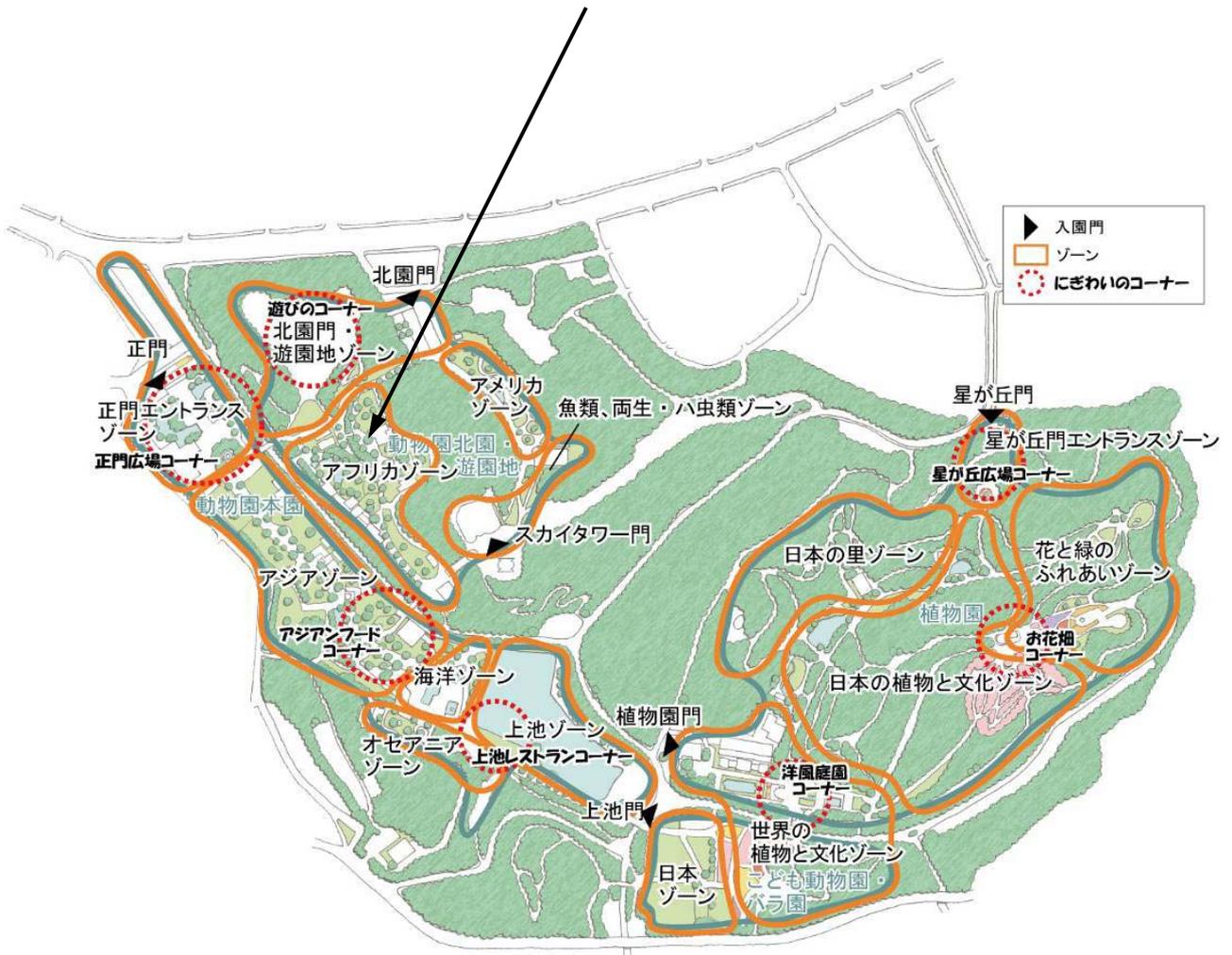
本市では、「人と自然をつなぐ懸け橋」を目標とした「東山動植物園再生プラン」に基づき整備を進めています。多くの来園者から、順次リニューアルされるエリアへの大きな関心や期待が寄せられており、平成28年度においてはアフリカゾーンの整備などを予定しています。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、東山動植物園の再生整備に対する補助の創設を要望します。

アフリカゾーンの整備



(アフリカの森エリア)



4 名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援

(県民生活部)

○名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しております。

これまでも、文化庁より芸術作品賞を受賞したほか、トップレベルの舞台芸術創造事業にも採択されるなど高い評価を得ており、今後益々の活躍が期待され、平成28年度に創立50周年を迎えるにあたり、本市の新たな都市魅力として、世界に評される楽団を目指すこととしております。

また、地域に愛される楽団としてその演奏活動は名古屋市内はもとより広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与しています。

しかしながら、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、同楽団の経営状況は極めて厳しい状況にあります。そのため、本市においても、その指導、援助の強化について一層の努力を傾けているところです。

来年度創立50周年を迎える同楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化について要望します。

演奏会開催状況

(単位：回)

区分	24年度	25年度	26年度
愛知県	103	91	93
愛知県外	6	26	24
計	109	117	117



○定期演奏会（愛知県芸術劇場 コンサートホール）



○県内各地における演奏活動（豊田市コンサートホール）

5 防災対策等

(建設部、農林水産部、振興部、環境部、防災局)

- 震災対策の推進
- 治水対策等の推進
- 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上
- 地下鉄の安全対策等

(1) 震災対策の推進

本市では、東日本大震災を踏まえ、平成30年度までに行うべき震災対策をまとめた「名古屋市震災対策実施計画」を策定し、その取り組みを進めています。

県におかれても、平成35年度までを計画期間とする「第3次あいち地震対策アクションプラン」に基づき震災対策を進めており、また、県・市ともに地震災害を想定した国土強靱化地域計画を今年度策定したところです。

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による被害は、これまでの想定を大きく上回ることが予測されています。特に本市は、人口や建築物、企業活動のほか、県下の中核機能が集積する大都市であることから、甚大な被害の発生が懸念されるところです。

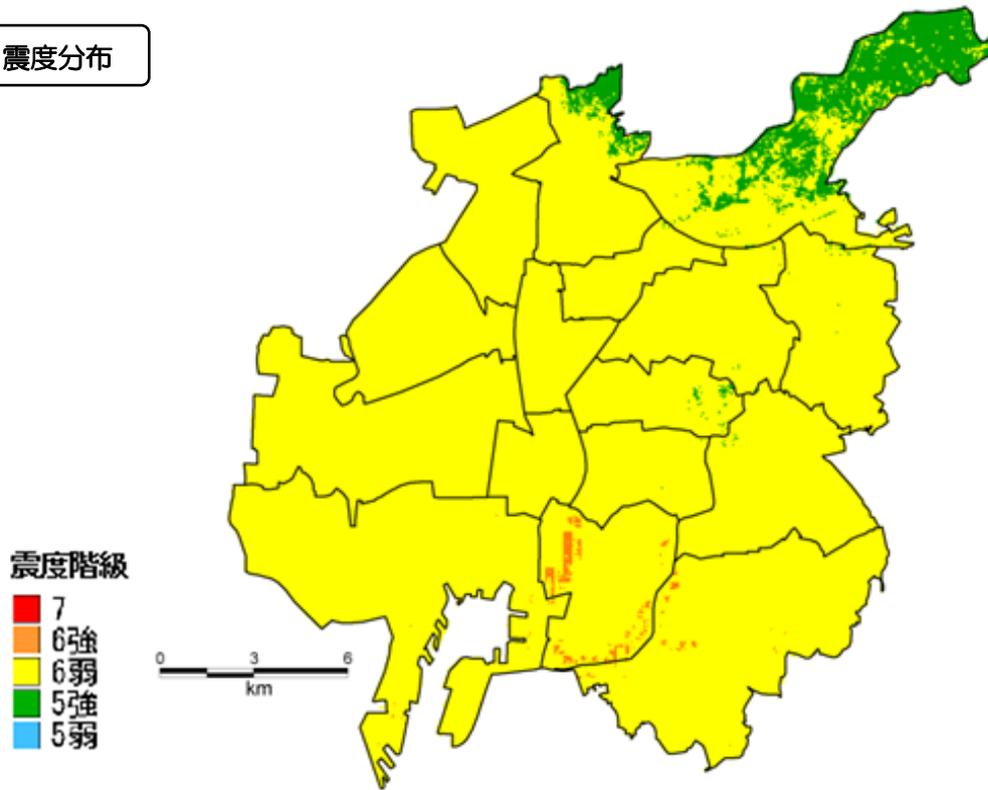
こうした状況を踏まえ、さらなる震災対策の推進が喫緊の課題となっています。

県におかれては、以下の点について震災対策を推進するよう要望します。

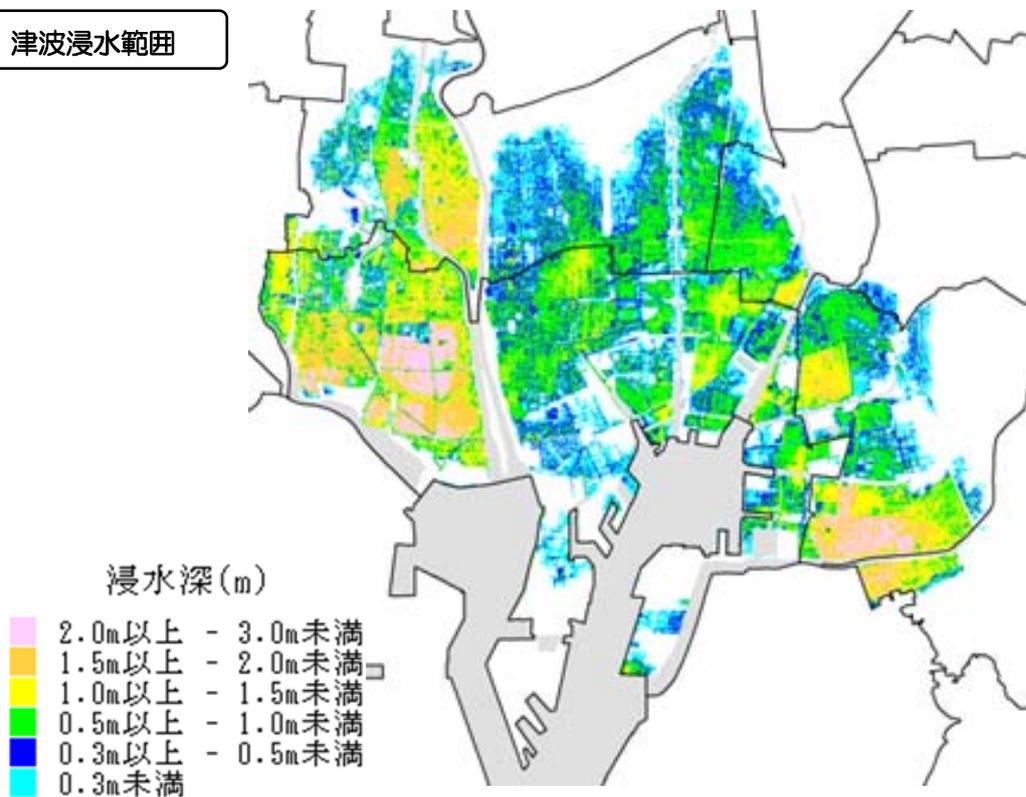
- ア 県管理河川及びため池の耐震対策を推進するとともに、県から管理権限を移譲された本市管理河川の堤防の耐震対策に対する補助を創設すること。
- イ 民間住宅及び多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断・改修を促進するため、必要な事業費の確保を図ること。
- ウ 金山総合駅連絡通路橋の耐震対策に対する補助を継続すること。

南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



(2) 治水対策等の推進

本市では、東海豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けて、河川改修を始めとして、流域における排水施設やポンプ場、さらには雨水貯留施設の整備等の総合的な対策に努め、一定の治水安全度の向上を図ってきました。しかしながら、平成23年9月の台風15号に伴う豪雨や平成25年9月の豪雨などにより、多大な浸水被害が発生しています。

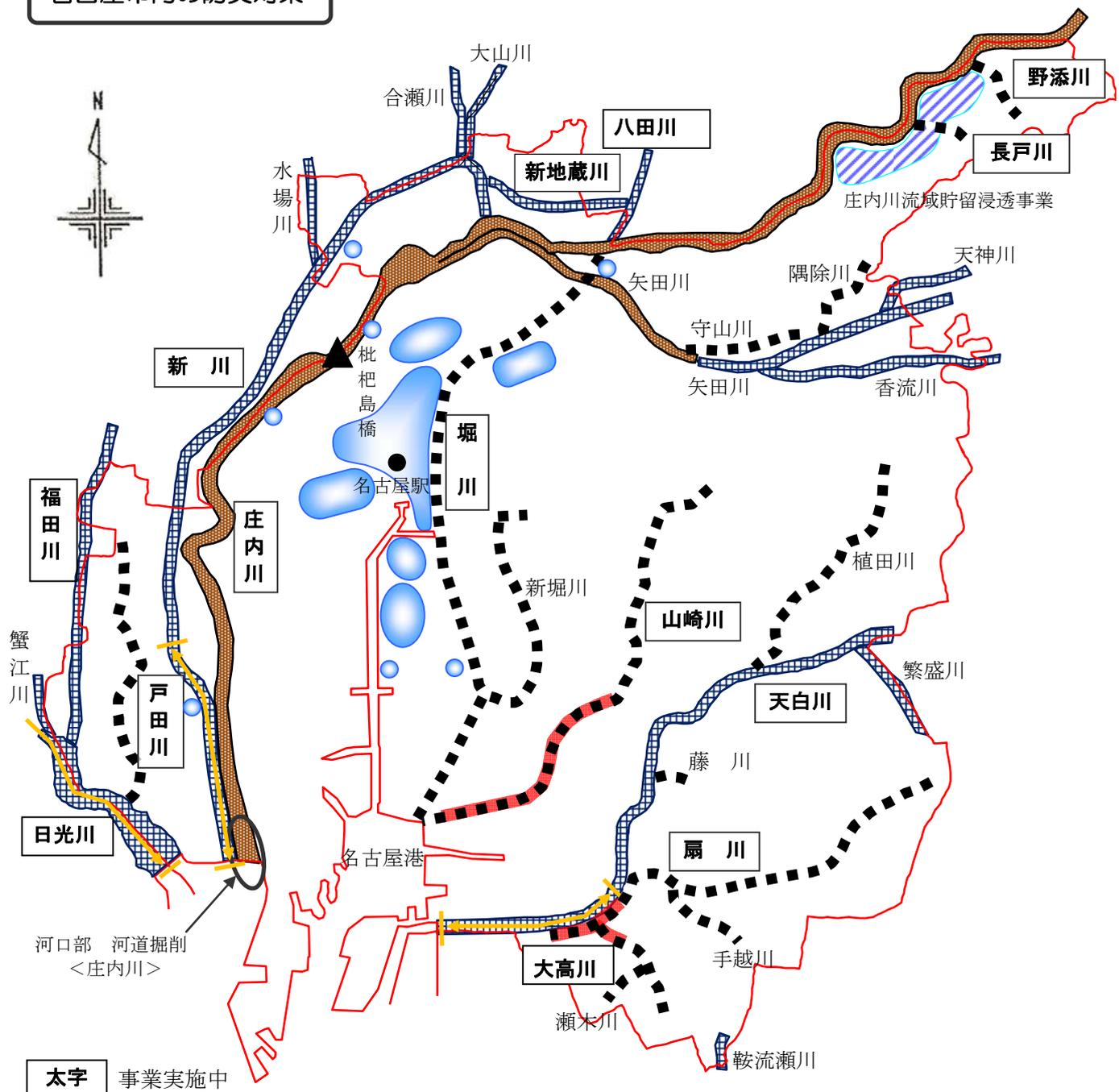
こうした中、平成27年5月には水防法が改正され、本市としても、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定をもとに、住民等の安全を確保するための災害対応を検討する必要があります。

さらに、県・市共同で風水害等を想定した国土強靱化地域計画の策定に向けた検討を進めているところです。

県におかれても、以下の点について治水対策等を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川の改修の一層の推進を図ること。また、国直轄河川の改修の一層の推進について、引き続き国に対し働きかけること。
- イ 市内における土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させること。
- ウ 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を早期に指定すること。
- エ 河川上流部における下水道整備の促進など、河川の水質について改善を図るとともに環境基準の引き上げを行うこと。

名古屋市内の防災対策



凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	市管理河川 (一、二級河川)
	第3次あいち地震対策アクションプラン対象区間
	河川堤防耐震対策事業
	庄内川流域貯留浸透事業
	緊急雨水整備事業等

(3) 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

大規模災害発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要です。

また、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する体制を整備する必要があります。

さらに、災害対応力の向上のため、防災活動拠点の機能維持や避難所の機能向上が必要です。

県におかれても、以下の点について大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上を図るよう要望します。

- ア 一斉帰宅の抑制や防災用品の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策の一層の推進を図ること。
- イ 基幹となる広域防災拠点の早期の整備を引き続き国に働きかけること。
- ウ 緊急消防援助隊の受け入れ体制を構築すること。
- エ 南海トラフ地震等対策事業費補助金について、対象事業の拡大や補助基準額の引き上げなどの拡充を図ること。

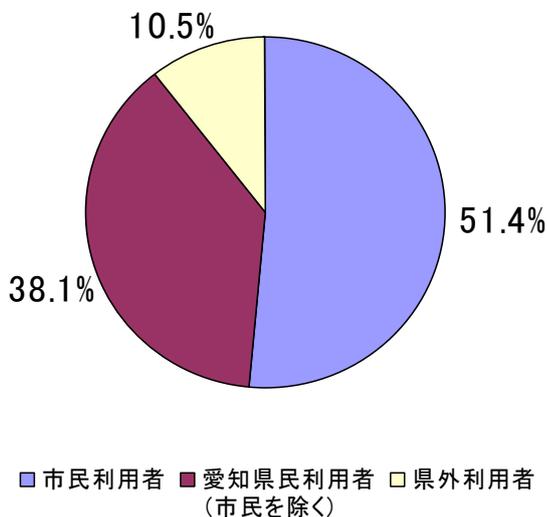
(4) 地下鉄の安全対策等

本市の地下鉄は、一日平均124万人の乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は38%にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。

こうした中、都市施設の根幹として安全・安心でより質の高い交通サービスを提供していくことを目指し、ホームからの転落を防止するための可動式ホーム柵の整備のほか、東日本大震災の状況を踏まえた地下鉄構造物の耐震補強や、地下鉄施設の浸水対策、エレベーターの整備によるバリアフリー化を行うとともに、トンネル、変電所施設など鉄道施設の機能を計画的・効率的に将来にわたり維持していくための老朽化対策も進めていきます。

安全対策を始めとした地下鉄の整備に対する補助を引き続き要望します。

市民利用者、市民を除く県民利用者、
県外利用者の割合



※平成22年度大都市交通センサスより

可動式ホーム柵



※東山線完成イメージ

6 リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくり

(振興部)

○名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取り組みに対する補助

名古屋駅は、東海道新幹線、JR在来線、名鉄などの鉄道や、高速バスなどの自動車交通といった、多くの広域交通機関が集中する交通結節点で、市内外、県内外からも利用が多い日本有数のターミナル駅です。

現在、本市では、平成39年度のリニア中央新幹線開業を見据えた名古屋駅周辺まちづくり構想の実現に向け、リニア駅周辺街区の面的整備の推進や、わかりやすい乗換空間の形成及び駅前広場周辺の再整備などに関し、取り組みを進めているところです。

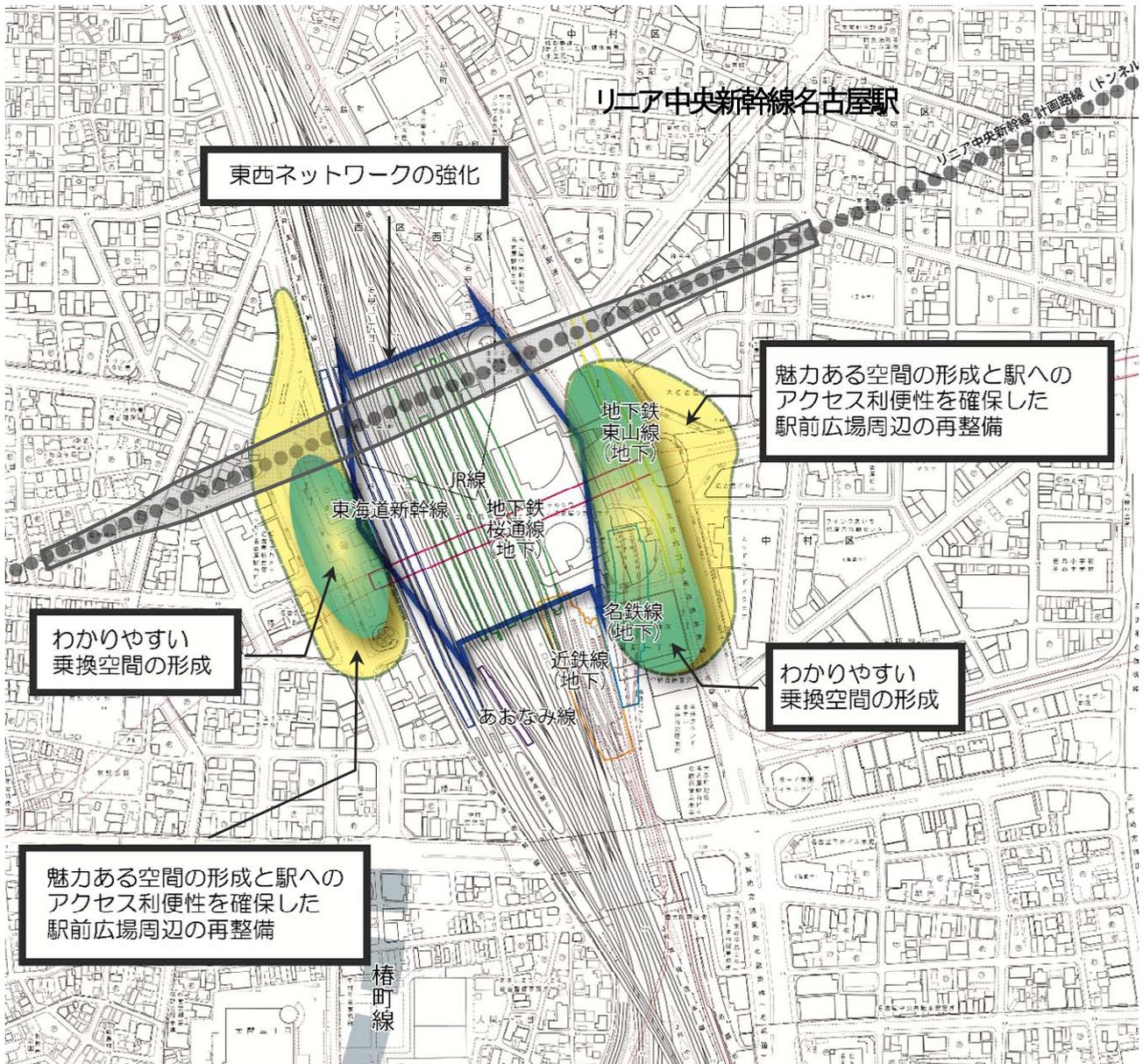
また、県におかれても、名古屋駅における交通機関相互の乗換利便性の改善・向上に資する調査を実施し、関係者と協議・検討されているところです。

リニア開業を契機に、名古屋駅周辺を名古屋大都市圏の玄関口としてふさわしいまちとするため、平成28年度までに名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた各プロジェクトの整備計画を策定するには、県・市が一層連携して取り組んでいく必要があります。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取り組みに対する補助の創設を要望します。

誰にも使いやすい国際レベルのターミナル駅をつくる

- (1) 初めての人や外国人にもわかりやすいターミナル駅を形成する
- (2) リニアの速達性を活かすなど交通機関相互の乗換利便性を向上する



○名古屋駅ターミナル機能の強化 スケジュール



7 安心・安全なまちづくり

(県民生活部、警察本部)

○安心・安全なまちづくりの推進

都市化、国際化の進展などにより、犯罪の凶悪化、巧妙化、組織化、広域化が進み、市民は生活に不安を感じています。また、市内においては街頭犯罪や交通事故が多発する状況が続いています。

本市では、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動、暴力団排除の推進など、様々な活動を実施しているところです。また、平成25年度から防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止に有効なハード整備に対する補助を実施しています。

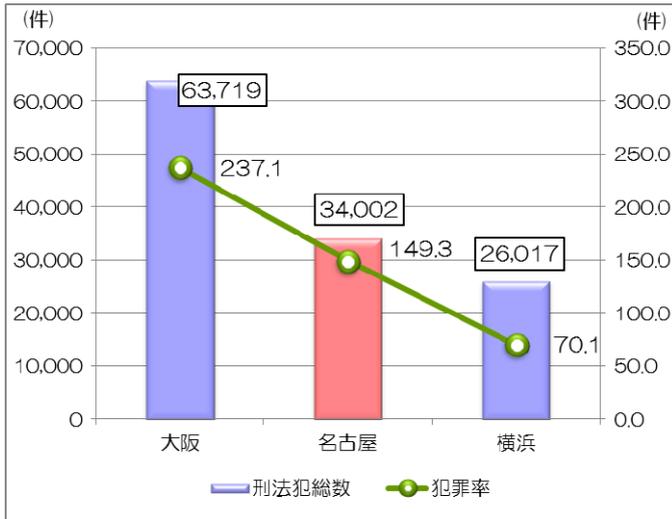
しかしながら、本市の平成26年中における街頭犯罪認知件数のうち住宅対象侵入盗及び自動車盗や、交通事故死傷者数については、指定都市中ワースト1位であり大変憂慮すべき状況です。

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちとするため、以下の点について要望します。

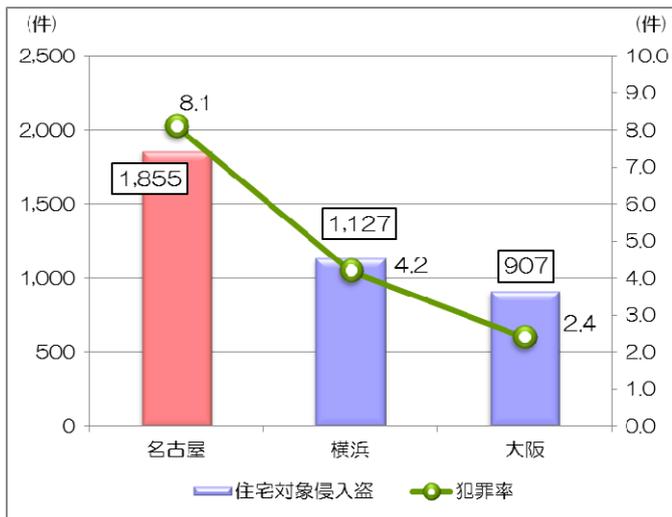
- ア 地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- イ パトロールや取り締まりの強化などの警察活動の更なる充実を図るとともに、市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。
- ウ 交通安全条例の施行を踏まえた交通安全施設整備などの交通安全対策の更なる充実を図ること。

指定都市における刑法犯認知件数上位3市

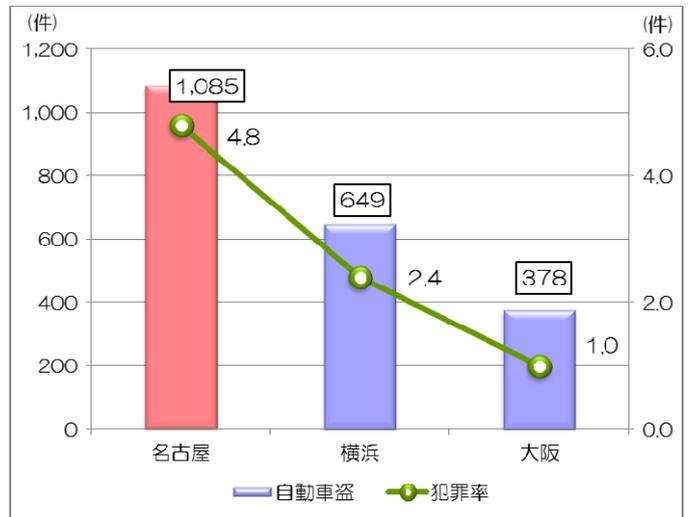
○刑法犯総数



○住宅対象侵入盗



○自動車盗



※愛知県警察本部生活安全総務課集約データより（平成26年中）

犯罪率は1万人当たりの刑法犯認知件数

指定都市における交通事故死傷者数等上位3市

（単位：件・人）

	人身事故件数	死者数	負傷者数
1位	名古屋 (14,691)	横浜 (66)	名古屋 (18,114)
2位	大阪 (12,946)	大阪 (51)	大阪 (15,221)
3位	福岡 (12,065)	神戸 (48)	福岡 (15,081)

※大都市交通安全主管者会議「大都市交通事故データ」より（平成26年中）

8 医療費の助成

(健康福祉部)

○子ども医療費の助成に対する補助の拡充

○障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助の拡充

(1) 子ども医療費助成

本市においては、子育て支援の推進のため、入院・通院ともに中学校3年生まで助成しています。県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっておりますが、本市をはじめ各都市とも、特に通院については対象年齢の引き上げを行っています。

子育て支援の推進のため、子ども医療費助成に対する補助制度の拡充を要望します。

(2) 障害者医療費助成及び福祉給付金制度

本市においては、障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度におけるねたきり・認知症の方についても、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

本制度の重要性を踏まえ、障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助制度の拡充を要望します。

9 医療保険制度への財政支援

(健康福祉部)

- 国民健康保険事業に対する補助制度の復活及び必要額の確保
- 愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助

(1) 国民健康保険

国民健康保険の被保険者は、低所得者層を主体として構成されており、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、経費のすべてを被保険者の負担とすることが極めて困難な状況であるため、市の一般会計から毎年巨額の財源を繰入れることにより、被保険者の負担を軽減しています。

このような状況の中、福祉医療費支給事業の実施に伴って増加する医療費に係る保険者負担を緩和するための県独自の事業である国民健康保険事業費補助金が平成25年度をもって廃止されました。

この事業の国民皆保険制度における重要性及び困難な財政状況を踏まえ、福祉医療制度の実施主体として、また、平成30年度より財政運営の責任主体となることから、補助制度を復活させるとともに必要額を確保するよう要望します。

(2) 後期高齢者医療制度

現在、後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約3分の1を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担しています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病予防、介護予防、早期発見の観点から非常に重要であり、医療費抑制にも寄与すると考えられます。

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助の創設を要望します。

10 医療・介護体制等の充実

(健康福祉部、産業労働部)

- 医療・介護サービス提供体制の充実
- 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等
- 障害者就労支援の推進

(1) 医療・介護サービス提供体制の充実

地域包括ケアの推進が喫緊の課題である中、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年に必要な医療・介護サービス提供体制を整えるには現在と比較してさらに全国で医師が最大4万人、看護職員が最大60万人、介護職員が最大82万人必要となるという試算があり、医師及び看護・介護職員のより一層の確保対策が求められています。

また、現在、小児科や産科などの特定診療科における医師不足も引き続き懸案となるなど、全国的に医師・看護師不足が深刻な状況になっており、愛知県では、人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回っている状態です。加えて救急医療においては、輪番病院の離脱等もあり、救急医療体制の確保にも大変苦慮しています。

これらの課題に対応するため、以下の点について、医療・介護サービス提供体制の充実を図るよう要望します。

- ア 地域医療介護総合確保基金を活用するなど、医師及び看護・介護職員確保対策のさらなる充実を図ること。
- イ 救急医療施設整備、小児救急医療支援事業に対する助成の拡充などにより、救急医療体制の確保・充実を図ること。

愛知県における医師・看護職員の状況

区 分	全国平均 人数	愛知県		(参考) 全国1位	
		順位	人数	都道府県名	人数
人口10万人当たり 医師数	237.8人	36位	209.4人	徳島県	314.6人
人口10万人当たり 看護職員数	1,139.2人	43位	949.4人	高知県	1,856.6人

※医師数は厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、看護職員数は厚生労働省「衛生行政報告例」(平成24年末現在)より

今後必要となる介護職員の推計

区 分	平成25年度 (2013年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
国	171万人	226万人	253万人
名古屋市	3.5万人	4.6万人	5.2万人

※国推計は、「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について」より
市推計は、平成25年度における介護職員数(全国値)に対する本市の割合を、各年度の国推計値に乗じて算出

(2) 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

陽子線治療は、治療と社会生活の両立や治療後の社会復帰の機会を広げ、高齢者や難治がん患者の治療の選択肢が拡大することになり、多くのがん患者がこの治療に期待しています。

名古屋陽子線治療センターは、東海3県唯一の陽子線がん治療施設であり、東海地域のどの病院の患者であっても陽子線治療が受けられるよう医療連携体制を構築することが不可欠であると考えています。

また、陽子線治療は患者の生活の質に優れたがん治療法ですが、患者の経済的負担が大きいことから、本市では、治療費の減免など患者負担の軽減策を実施しています。

一人でも多くのがん患者が最新の技術を導入した治療を受けられるよう、陽子線を含む粒子線治療の広報・啓発、愛知県がんセンターを始めとするがん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築及び人材交流、共同研究などの施設運営に対する協力、並びに患者負担の軽減に向けた取り組みを要望します。

(3) 障害者就労支援の推進

障害者の一般就労に向けて「障害者就業・生活支援センター」の果たす役割は益々大きくなっていますが、同センターの業務を行う者は都道府県知事が指定することとされています。

今年度、大都市を含む障害保健福祉圏域における同センターの複数設置がはじめて認められ、名古屋圏域については、県内で最も人口が多い障害保健福祉圏域であることから、人口規模に応じた体制を整える必要があります。

障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、名古屋圏域における複数設置を要望します。

名古屋陽子線治療センター



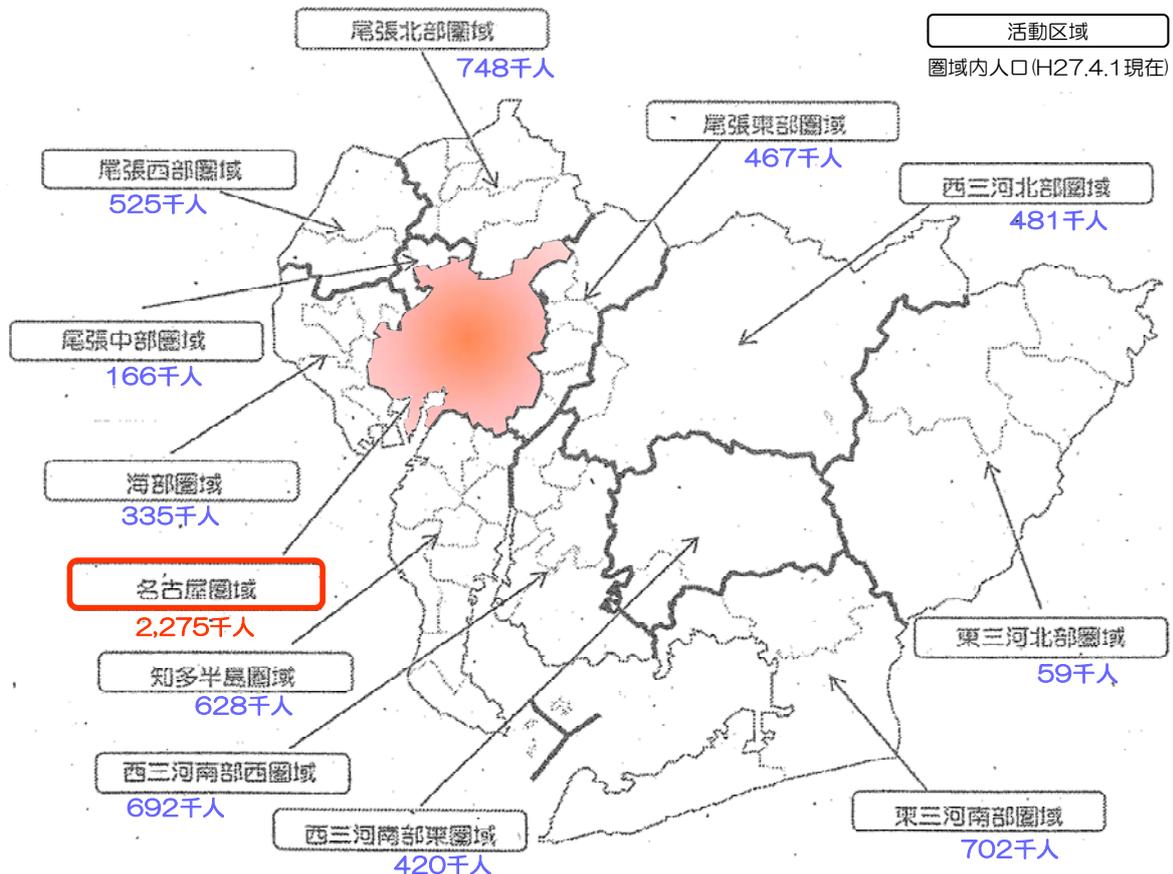
○居住地別治療患者数

居住地	人数
愛知県 (名古屋市を除く)	448
名古屋市	308
その他	282
合計	1,038

※開設～平成27年9月末時点

- 最新の技術「スポットスキャン照射」の導入
- 通院治療がしやすい「都市型施設」
- 様々な治療法を組み合わせた集学的な治療が可能な「病院併設型施設」
- 東海3県唯一の「陽子線がん治療施設」

愛知県における障害保健福祉圏域



1 1 教育行政の充実

(教育委員会、県民生活部)

- 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現
- 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の円滑な移譲に向けた対応
- 私立高校生等授業料助成制度の拡充

(1) 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現

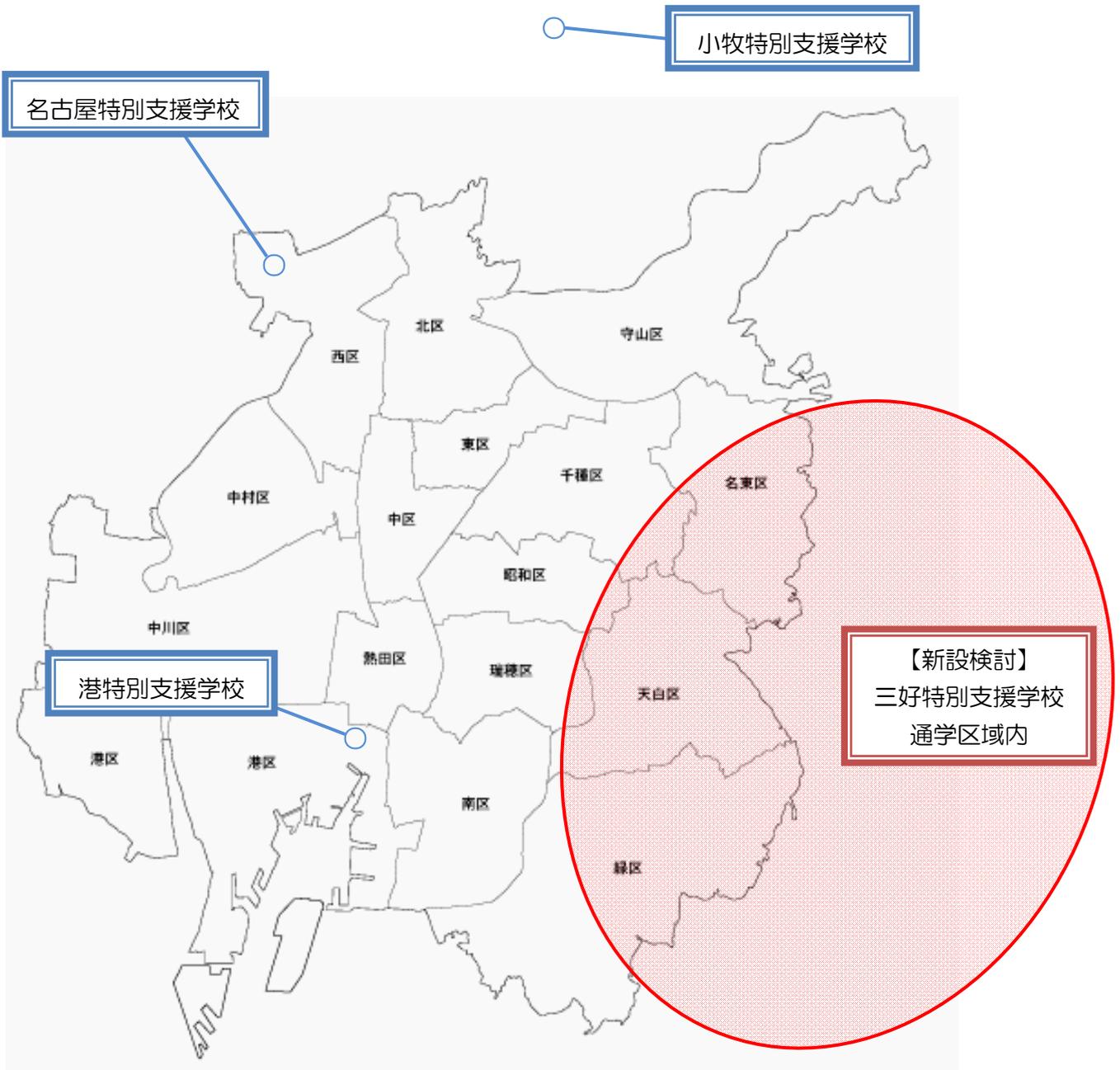
現在、本市には肢体不自由者のための特別支援学校が2校ありますが、児童生徒数が県下肢体不自由特別支援学校の中で最も多い状況にあり、施設の狭隘化が課題となっています。

また、平成26年3月に策定された「愛知県特別支援教育推進計画」では、60分以上の長時間通学は体調面で大きな負担になると分析されており、県においてはスクールバス増車の取り組みを進め、港特別支援学校に1台増車していただいたところですが、名古屋市東部方面に住む重度の肢体不自由者は、依然として長時間通学を余儀なくされており、通学の負担が大きいのが現状です。

加えて医療的ケアを必要とする子どもは、スクールバスではなく保護者による送迎が必要となり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校の教育環境の改善及び児童生徒の通学の負担を軽減するため、県が計画している名古屋東部地域における肢体不自由特別支援学校の早期設置を要望します。また、長時間通学解消のため、港特別支援学校へスクールバスのさらなる増車を要望します。

肢体不自由者のための特別支援学校設置状況



＜現行の通学区域（名古屋市各区）＞
港特別支援学校…千種、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白
名古屋特別支援学校…東、北、西、中村、中
小牧特別支援学校…守山

(2) 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の円滑な移譲に向けた対応

平成26年6月に第4次一括法が公布され、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限が指定都市へ移譲されることが決まり、教職員定数の配当方針の策定、人事・給与等に関するシステム構築等に向け準備を進めているところです。

平成29年4月に予定されている権限移譲に向け、財源に関して、所要額全額を確実に措置する適切な方法を設定する必要があります。

また、現在県から配置されている教職員数については、本来配置されるべき教職員数を下回っており、円滑な権限移譲を行うためには、予め必要な教職員数が配置されている必要があります。

平成29年度からの権限移譲が円滑に行えるよう、以下の点について要望します。

- ア 県が提供する教育行政の水準が、権限の移譲後も維持できるよう支援すること。
- イ 教職員定数等の決定に係る権限の移譲に向けて、必要な教職員数を配置すること。
 - (ア) 国の基準に応じて、初任者研修拠点校指導教員等を配置すること。
 - (イ) 中学校1年生35人学級における学級数に応じた教員定数での専任教員を配置すること。
 - (ウ) 少人数教育の充実を図るため、教員配置を充実させること。

初任者研修拠点校指導教員の配置

初任者研修対象者数 309人 ①

区 分	県から配置された教員数 (A)	文部科学省基準より算定される教員数 (B)	不足する教員数 (B-A)
拠点校指導教員数 ②	57人	70人	13人
上記指導教員に対応する基準初任者研修対象者 ③	228人	280人	
③/①	73.8%	90.6%	

中学校1年生での35人学級における専任教員の配置

県から配置された教員数 (35人学級による増学級分のみ) (C)	学級数に応じた定数配置での教員数 (D)	不足する教員数 (D-C)
57人	90人	33人

少人数指導の充実を図るための教員配置

区 分	県から配置された教員数 (E)	少人数指導に必要な教員数 (F)	不足する教員数 (F-E)
小学校 (各校1人以上)	182人	262人以上 (262校)	80人以上
中学校 (各校2人以上)	185人	222人以上 (111校)	37人以上



117人以上 不足

※平成27年度における教員数

(3) 私立高校生等授業料助成制度の拡充

ア 私立高校生

高校への進学率が95%を超えている現在、高校教育に占める私学の役割は非常に大きく市内中学校卒業者の4割超が私立高校へ進学しています。

国の高等学校等就学支援金により、私立高校生の保護者負担は軽減され、また、本市も独自の補助を実施しているものの、保護者負担の公私立間格差は依然として大きなものがあります。

県におかれては、所得金額に応じて私立高校生に対する独自の授業料軽減措置を講ぜられていますが、未だ約4割の私立高校生が、県独自の補助対象から外れています。

さらに、平成26年度より、国において就学支援金に所得制限が導入され、約3分の1の私立高校生にとって保護者負担が大幅に増加しています。

教育の機会均等の見地から保護者負担の格差是正のため、補助対象の拡大及び補助単価の一層の引き上げを要望します。

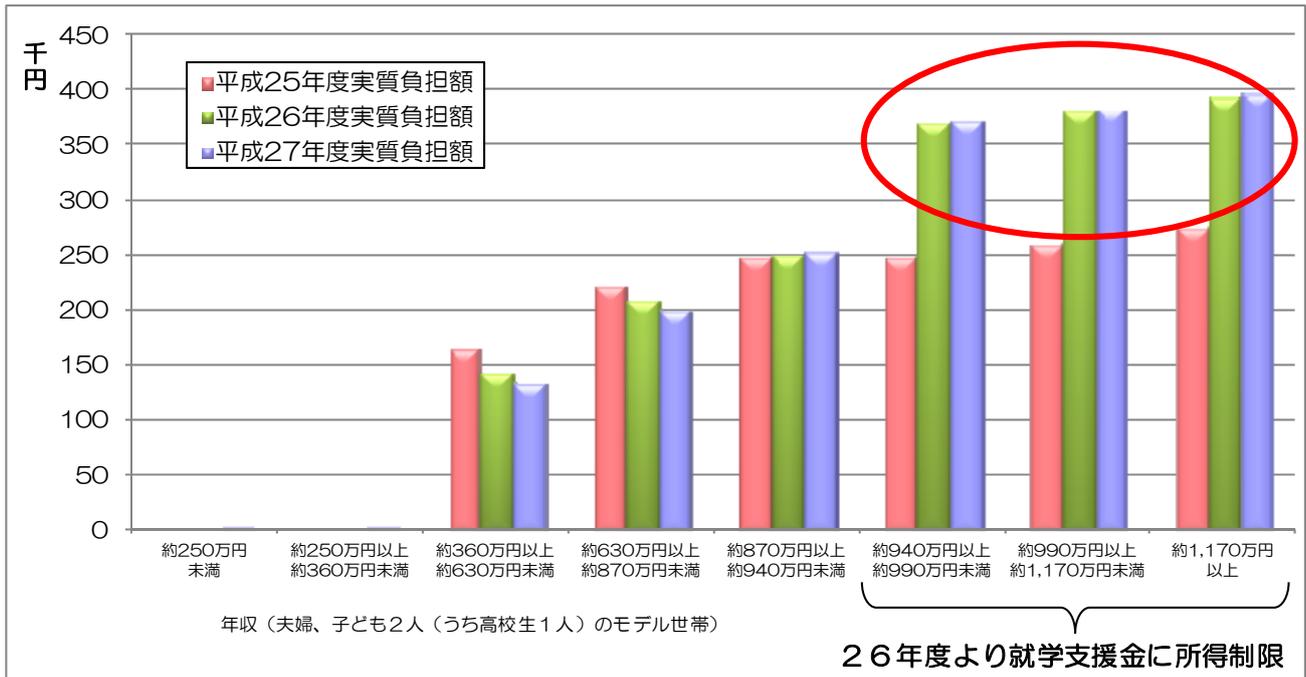
イ 私立幼稚園児

幼稚園については、国の就園奨励費補助制度のほか、本市では、独自の補助を実施しています。しかしながら、公私立間の保護者負担の格差は依然として大きなものがあり、補助制度の強化を求める市民の声は非常に強いものがあります。

県におかれては、独自の授業料軽減措置を講ぜられていますが、近年は制度を縮小され、平成26年度の対象者はわずか0.2%に留まっております。

県独自の制度においても、就園奨励費補助の対象とならない階層への補助を復活させるなど、保護者負担の公私立間格差是正に向けた積極的な取り組みを要望します。

私立高校生における保護者負担の推移



県費補助対象の拡大・補助単価の一層の引き上げが必要

私立幼稚園児に対する県独自の補助の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就園奨励	(生活保護世帯)	○	-	-	-	-
	(約270万円以下)	○	-	-	-	-
	(約270万円超 約370万円以下)	○	-	-	-	-
	(約370万円超 約700万円以下)	○	○	-	-	-
授業料補助※1	(約700万円超 約830万円以下)	○	○	○	-	-
	(年収約830万円超)	○	○	○	-	-
第3子特別補助※2	○	○	○	○	○	○
対象率	72.3%	48.1%	10.6%	0.3%	0.2%	0.2%

(注) 区分の世帯収入は夫婦、子ども2人のモデル世帯における年収

※1 授業料補助に対する上乗せ補助は、入園した年度のみ

平成24年度以降、満18歳未満の子が3人以上いる世帯の幼児のうち、当年度中に満3歳となった幼児のみが、県独自の補助(※2)の対象



就園奨励の対象とならない階層への補助などを復活させることが必要

12 「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携

(建設部、農林水産部)

○「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携

都市の緑は、良好な景観・快適な都市環境の形成を図る上で重要な役割を果たしています。

本市では、都市化の進展に伴い、緑が減少しつつあるなか、緑の保全と創出を図るため、公園整備や街路樹植栽、公有地緑化、優良な民有地緑化への助成、里山林の保全などに取り組んできました。

一方で、街路樹の一部には植栽後40年以上が経過し、大木化や老朽化による倒木や落枝、根上がりなど課題が多く転換期を迎えています。そこで、本市では、今年度「街路樹再生指針」を策定したところであり、今後計画的な植え替えを予定しております。

また、緑の創出において、本市では、全国に先駆けて緑化地域制度を導入しています。「あいち森と緑づくり事業」の緑の街並み推進事業を活用した「みどりの補助金」は年々需要が高まり、一層の支援が求められています。

今後とも、「あいち森と緑づくり事業」を積極的に活用することにより、都市の緑の保全と創出の促進などを図るため、以下の点について要望します。

- ア 街路樹の計画的な植え替えが実施できるよう、美しい並木道再生事業に関し、必要額を確保すること。
- イ 民有地緑化の一層の推進、質の向上のため、緑の街並み推進事業に関し、必要額を確保すること。
- ウ 事業要件の緩和などにより、より活用しやすい制度とすること。

街路樹更新のイメージ

○着工前



○更新後



1 3 国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し

(建設部)

○国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し

国営木曾三川公園事業の負担金については、愛知・岐阜・三重の三県が都市公園法に基づき負担しており、そのうち愛知県負担額の一部を県・市の覚書に基づき本市が負担しています。現在、国において、国直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされているところですが、国と地方との関係のみならず、県と市においても、それぞれの役割分担や負担金などについて見直す必要があります。

国営木曾三川公園事業については、国の負担で整備を行い、地方の負担金を廃止するよう、国に対して働きかけるとともに、この負担金が廃止されるまでの間、社会情勢の変化などを踏まえ、本市の負担金の見直しについて要望します。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。